

営業誹謗行為主張対比表

番号	枝番	原告の主張				被告の主張		裁判所の判断		
		問題となる行為	区分	問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容	不競法2条1項21号所定の「事実」
1	1	フジテレビ宛書面送付行為	A	クリーブラッツ及び貴社がちいたん☆の着ぐるみを番組に出演させる行為は、須崎市が有するしんじょう君に係る著作権（着ぐるみ等の翻案権〔著作権法27条〕、二次的著作物の利用に関する原作者の権利〔同法28条〕としての複製権〔同21条〕、上映権〔22条の2〕、公衆送信権〔同23条〕等）を侵害することになります。	原告の行為が被告の著作権を侵害するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	原告がしんじょう君オリジナルを翻案してキャラクターちいたんを創作した行為は、しんじょう君オリジナルの著作権者である被告の許諾を得ない無断での行為であるから、被告がしんじょう君オリジナルについて有する翻案権（著作権法27条）を侵害する。 また、原告によるキャラクターちいたんの個別具体的な利用は、被告との合意に基づかない行為であって、被告がキャラクターちいたんについて有する二次的著作物利用権（著作権法28条）（具体的には複製権〔同法21条〕、公衆送信権〔同法23条〕、譲渡権〔同法26条の2〕等）を侵害する。 したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告の行為が被告の著作権を侵害するとの事実（法的な見解の表明）	同左
1	2	同上	A	クリーブラッツ及び貴社がちいたん☆の着ぐるみを番組に出演させる行為により、需用者間でしんじょう君とちいたん☆の混同が生ずるおそれがあることは明らかです。したがって、同行為は、不正競争防止法2条1項2号及び同法2条1項1号に定める不正競争（著名表示冒用行為及び周知表示混同惹起行為）に該当します。	原告の行為が不正競争行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	キャラクターちいたんは、キャラクターしんじょう君に係る商品等表示と対比して、全体として観察したときに、非常に類似している。 また、原告は、キャラクターちいたんのデザインを、テレビ、イベント、CM、ウェブサイト、SNS、グッズ、書籍など、キャラクターしんじょう君が活動しているのと同じ領域で使用しているため、需要者をして、キャラクターちいたんとキャラクターしんじょう君との間で混同を生じせしめている。 それゆえ、原告の行為は、不競法2条1項2号、1号の不正競争に当たる。 したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告の行為が不正競争行為に該当するとの事実（法的な見解の表明）	同左
1	3	同上	A	クリーブラッツ及び貴社がちいたん☆の着ぐるみを番組に出演させている行為は、須崎市の著作権を侵害する上、不正競争を構成するものであり、須崎市としては、到底容認できるものではありません。	原告の行為が被告の著作権を侵害し、又は、不正競争行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1及び2のとおり	原告の行為が被告の著作権を侵害し、又は、不正競争行為に該当するとの事実（法的な見解の表明）	同左
1	4	同上	B	クリーブラッツは、須崎市に無断で、ちいたん☆のイラスト、着ぐるみ等の表現物を自社ウェブサイト、ツイッター、フェイスブック等のSNSに掲載し、また、LINEやオンラインゲーム等の有料コンテンツに配信しているほか、テレビに出演させ、人形やキーホルダー等のグッズを制作、販売するなどしています。	原告が被告に全く無断でキャラクターちいたんを制作し、テレビ出演を始め、各種の経済活動をさせているとの事実	「無断」とは、勝手に行ってはならないことを、事前に何らの承諾も受けずに行うことを意味する。したがって、当該表現は、一般人をして、原告が被告に何ら承諾を得ることもなく勝手な行動を行っているとの印象を与える。しかしながら、実際は、原告は被告と相談し、被告の了承のもとで各種の経済活動を行っていたものであり、「須崎市に無断で」との表現は明らかな虚偽の事実である。被告は、その告知により、原告の営業上の信用を毀損した。	原告がキャラクターちいたんの個別具体的な利用（特に営利活動）に関し、予め被告に諮って、合意を得る手続を履践することなく、単独でその権利を行使してきたという事実	原告は、キャラクターちいたんについて、原告一人が多様な権利（著作権の支分権）を専有し、単独でその権利を行使できると認識し、現に、キャラクターちいたんの個別具体的な利用（特に営利活動）に関し、予め被告に諮って、合意を得る手続を履践することなく、単独でその権利を行使してきた。 これに対し、被告は、事後的にその事実を知ることがあったものの、原告と第三者との間の著作権利用契約等の内容の詳細を知ることができず、もちろん、使用の対価を受領することもなかった。 要するに、被告は、原告一人が個別具体的な支分権を行使するにつき、事前の情報すらなかったのであって、原告と合意する立場にすらなく、原告の支分権の行使は、被告に無断で行われている。 したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告が被告に無断でキャラクターちいたんを制作し、テレビ出演を始め、各種の経済活動をさせているという事実	同左
2	1	テレビ東京宛書面送付行為	A	クリーブラッツ及び貴社がちいたん☆の着ぐるみを番組に出演させ、ちいたん☆のアニメーション番組を制作・放映するならば、須崎市が有するしんじょう君に係る著作権（イラスト、着ぐるみ等の翻案権〔著作権法27条〕、二次的著作物の利用に関する原作者の権利〔同法28条〕としての複製権〔同21条〕、上映権〔22条の2〕、公衆送信権〔同23条〕、頒布権〔同26条〕等）を侵害することになります。	原告の行為が被告の著作権を侵害するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1のとおり	原告の行為が被告の著作権を侵害するとの事実（法的な見解の表明）	同左

番号	枝番	原告の主張				被告の主張		裁判所の判断		
		問題となる行為	区分	問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容	不競法2条1項21号 所定の「事実」
2	2	同上	A	クリープラッツ及び貴社がちいたん☆の着ぐるみを番組に出演させ、ちいたん☆のアニメーション番組を制作・放映するならば、需用者間でしんじょう君とちいたん☆の混同が生ずるおそれがあることは明らかです。したがって、同行為は、不正競争防止法2条1項2号及び同法2条1項1号に定める不正競争（著名表示冒用行為及び周知表示混同惹起行為）に該当します。	原告の行為が不正競争行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番2のとおり	原告の行為が不正競争行為に該当するとの事実（法的な見解の表明）	同左
2	3	同上	A	クリープラッツ及び貴社がちいたん☆の着ぐるみを番組に出演させ、ちいたん☆のアニメーション番組を制作・放映するならば、須崎市の著作権を侵害する上、不正競争を構成するものであり、須崎市としては、係る行為を看過できません。	原告の行為が被告の著作権等を侵害し、又は、不正競争行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1及び2のとおり	原告の行為が被告の著作権を侵害し、又は、不正競争行為に該当するとの事実（法的な見解の表明）	同左
2	4	同上	B	クリープラッツは、須崎市に無断で、ちいたん☆のイラスト、着ぐるみ等の表現物を自社ウェブサイト、ツイッター、フェイスブック等のSNSに掲載し、また、LINEやオンラインゲーム等の有料コンテンツに配信しているほか、テレビに出演させ、人形やキーホルダー等のグッズを制作、販売するなどしています。	原告が被告に全く無断でキャラクターちいたんを制作し、テレビ出演を始め、各種の経済活動をさせているとの事実	「無断」とは、勝手に行ってはならないことを、事前に何らの承諾も受けずに行うことを意味する。したがって、当該表現は、一般人をして、原告が被告に何ら承諾を得ることもなく勝手な行動を行っているとの印象を与える。しかし、実際は、原告は被告と相談し、被告の了承のもとで各種の経済活動を行っていたものであり、「須崎市に無断で」との表現は明らかな虚偽の事実である。被告は、その告知により、原告の営業上の信用を毀損した。	番号1枝番4のとおり	番号1枝番4のとおり	原告が被告に無断でキャラクターちいたんを制作し、テレビ出演を始め、各種の経済活動をさせているとの事実	同左
3		本件定例会見資料配布行為	A	クリープラッツ社は須崎市が有するしんじょう君に係る著作権（イラスト、着ぐるみ等の翻案権〔著作権法27条〕、二次的著作物の利用に関する原作者の権利〔同法28条〕としての複製権〔同21条〕、公衆送信権〔同23条〕、譲渡権〔同26条の2〕等）を侵害しており、不正競争防止法2条1項2号及び同法2条1項1号に定める不正競争（著名表示冒用行為及び周知表示混同惹起行為）に該当します。	原告の行為が被告の著作権等を侵害し、又は、不正競争行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1及び2のとおり	原告の行為が被告の著作権を侵害し、又は、不正競争行為に該当するとの事実（法的な見解の表明）	同左
4		本件定例会見スライド配布行為	C	H29…9月下旬 株式会社クリープラッツがしんじょう君のデザインをもとにちいたん☆のデザイン製作に着手 12月18日 株式会社クリープラッツがちいたん☆のイラスト、着ぐるみについて商標出願 H30 1月18日 生き物コツメカワウン「ちいたん☆」 須崎市観光大使委嘱 ちいたん☆の危険な動画が、誤認混同により当市に苦情が寄せられる。 8月1日 株式会社クリープラッツがちいたん☆のイラスト、着ぐるみについて海外（アメリカ）で商標出願 8月17日 特許庁がちいたんの日本での商標出願を「先願に係る他人の登録商標」を理由に拒絶 11月21日 ふるさとチョイスアワード2018 大賞 「しんじょう君とふるさと納税でまちが変わる」 H31 1月17日 生き物コツメカワウン「ちいたん☆」 須崎市観光大使解嘱（PR実績がないため） 1月17日 ちいたん☆のイラスト、着ぐるみについて、著作権法112条1項及び不正競争防止法3条1項、2項に基づき活動停止を求めた。 2月1日 活動停止がされず関係者に通知	原告が被告に全く無断でキャラクターちいたんを制作して活動させたとの事実	キャラクターちいたんが制作された背景事情をあえて省いて説明することにより、他の部分の表現と相まって、原告が、被告に無断で、違法な権利侵害行為を行ったという虚偽の事実を告知又は流布し、原告の営業上の信用を毀損した。	各表現は、時系列に沿って事実の経過を告知するにすぎず、原告主張の事実を告知していない。	ア 各表現は、いずれも事実であり、虚偽の事実の告知に当たらない。 イ 被告は、キャラクターちいたんが創作された背景事情を説明する義務を負わず、原告がいう「秘匿」（不作為）は、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告が被告に全く無断でキャラクターちいたんを制作して活動させたという事実	同左

番号	枝番	原告の主張				被告の主張		裁判所の判断		
		問題となる行為	区分	問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容	不競法2条1項21号 所定の「事実」
5	1	本件定例会見 発言行為	B	その権利をです、ちいたんを運営されております株式会社ク リーブラッツ、先ほども言いましたけど、代表取締役をG iさん という方が務めておりますが、その権利を侵害されておる…侵害 され続けているということでごさいます、もし仮にこのク リーブラッツ社がですね、著作権の理解不足で、活動を続けておられ るなら、その点しっかり気づいていただいて、改めていただかな ければならない。もし仮に、違法状態を認識したままで活動を続 けられておるならば、直ちに活動停止をしていただかなければなら ない。	原告が被告の権利を侵害す る活動を続けており、か つ、その活動が、直ちに活 動停止をしなければなら ないほどの違法状態にある との事実	原告と被告との間の経緯にかんがみれば、原告の活動は 被告の権利を何ら侵害するものではなく、また直ちに活 動停止を要するほどの強度の違法状態にはなく、当該表 現は虚偽である。 被告は、当該告知により、原告の営業上の信用を毀損し た。	原告が被告の著作権を侵害しているとの事実。 なお、文脈上、「その権利」というのは著作権を指 す。	番号1枝番1のとおり	原告が被告の著作権を侵 害する活動を続けてお り、かつ、その活動が、 直ちに活動停止をしな ければならないほどの違法 状態にあるとの事実（法 的な見解の表明）	同左
5	2	同上	A	クリーブラッツ社は須崎市が有するしんじょう君にかかる著作 権、これはイラスト・着ぐるみ等の翻案権、著作権法27条でご さいます。二次的著作物の利用に関する原著者の権利、同法2 8条としての複製権、同法21条、公衆送信権、同法23条、譲 渡権、同法26条の2等を侵害しており、不正競争防止法2条1 項2号及び同法2条1項1号に定める不正競争、著名表示冒用行 為及び周知表示混同惹起行為に該当いたします。	原告の行為が被告の著作権 を侵害し、又は、不正競争 行為に該当するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1及び2のとおり	原告の行為が被告の著作 権を侵害し、又は、不正 競争行為に該当するとの 事実（法的な見解の表 明）	同左
6	1	本件報道機関宛 書面送付行為	B	本日の株式会社クリーブラッツからの報道関係者各位宛の「ち いたん☆に関するお知らせ」につきましては、さも須崎市の了解が あったと言わんばかりの悪質で巧みな印象操作のある文章であり ます。	①原告が被告の了解を何ら 得ずに、キャラクターち いたんの制作及び諸活動 を行ったとの事実。 ②本件原告書面を作成した 原告の対応が悪質である との事実	①「さも須崎市の了解があったと言わんばかりの」と は、一般人をして、原告が被告との相談や了解を何ら得 ずに、勝手にキャラクターちいたんの制作や諸活動を行 っているとの印象を与える。 しかし、実際には、原告は被告と相談し、被告の了承 のもとでキャラクターちいたんの制作や各活動を行って いたものであり、当該表現は虚偽である。 ②「悪質で巧みな印象操作」との表現は、一般人をし て、原告の対応が悪質であり、違法性が高い対応を行っ ているとの印象を与える。 しかし、実際には、本件原告書面の記載内容は、原告 と被告との間のやり取りの経緯を正確に記載したもので あり、原告の対応は不当な対応を被告から突如として受 けた企業の対応として、極めて誠実かつ良識的なもので あり、当該表現は虚偽である。 上記①②の各告知により、被告は、原告の営業上の信用 を毀損した。	本件原告書面を前提として被告が送付した書面である ことからすると、以下の事実を述べるものといえる。 ア 原告がキャラクターちいたんの個別具体的な利用 （特に営利活動）に関し、予め被告に諮って、合意を 得る手続を履践することなく、単独でその権利を行使 してきたとの事実 イ 原告が、キャラクターちいたんについて、明示的 な同意を得ることがないまま、国内外で商標登録出願 を行った事実	ア 番号1枝番4のとおり イ 原告は、平成29年12月18日、キャラクターちいたんについて、被 告の明示的な同意を得ることがないまま、1件の商標登録出願を行ったのを 皮切りに、国内では、少なくとも4件の商標登録出願を、海外では、中国、 アメリカ、韓国、ブラジルの少なくとも4か国における商標登録出願をそれ ぞれ行った。 したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	①原告が被告の了解を得 ずに、キャラクターち いたんの制作及び諸活動 を行ったとの事実 ②本件原告書面を作成し た原告の対応が悪質であ るとの意見ないし論評	原告が被告の了解を得ず に、キャラクターち いたんの制作及び諸活動 を行ったとの事実
6	2	同上	A	コツメカワウソのちいたん☆に観光大使を委嘱した当初はデザ イナーを紹介するなど一定の便宜を図るのはお互いの信頼関係を結 ぶためにも必要と判断したもので、当然しんじょう君の著作権侵 害まで認めたものではありません。	原告の行為が被告の著作権 を侵害するとの事実	被告は、権利侵害を行ったとの虚偽の事実を告知し、原 告の営業上の信用を毀損した。	争わない。	番号1枝番1のとおり	原告の行為が被告の著作 権を侵害するとの事実 （法的な見解の表明）	同左
6	3	同上	B	この文章に代表されるような独善的な数々の行為により株式会社 クリーブラッツへの信頼は完全になくなっておりもはや修復は不 可能であると考えています。	原告が、被告の信頼を失う ような独善的な数々の行為 を行ったとの事実	「独善的」とは、自分1人だけが正しいと信じて、客観 性を考えずにふるまうこと、ひとりよがりなことを意味 する。従って、被告の信頼を失うような「独善的な数々 の行為」という表現は、一般人をして、原告が、客観的 な根拠もなく、ひとりよがり、かつ常識的に通常考え られないような勝手な行為を複数回行ったとの印象を与 える。 しかし、実際には、原告は被告と相談し、被告の了承 のもとでキャラクターちいたんの制作や各活動を行って いたものであり、かつ本件原告書面の記載内容は、原告と 被告との間のやり取りの経緯を正確に記載した客観的な ものであり、当該表現は虚偽である。 被告は、その告知により、原告の営業上の信用を毀損し た。	原告と被告の関係についての意見ないし論評であっ て、原告が主張するものを含め、事実を告知してい ない。	原告と被告の関係についての意見ないし論評を述べるもので、意見ないし論 評の表明に当たる。 したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	原告の行為が独善的であ り、それにより原告と被 告との関係の修復が不可 能であるとの意見ないし 論評	なし

番号	枝番	原告の主張			被告の主張		裁判所の判断			
		問題となる行為	区分	問題となる表現	告知又は流布された事実	営業誹謗行為となる理由	告知又は流布された事実について	営業誹謗行為の成否について	告知又は流布された内容	不競法2条1項21号 所定の「事実」
7		本件コメント 発出行為	B	「その後もイベント出演など、申し入れを無視して違法状態での活動を拡大させようとしている。誠に遺憾で、看過できない」	被告からのキャラクターちいたんの活動停止の求めに対して、原告が何も対応せず、これを黙殺し、違法状態を拡大させようとしているとの事実	「無視」とは、対象を何ら考慮せず、また何らの対応もしないことを意味する。 しかし、実際の経過は、被告から突如として活動停止を求められた原告は、事実経過の説明や資料提供、更には協議の場を求めるなど、紛争解決に向けた一連の対応を行っていたが、被告がこれを全面的に拒否していたというものであった。 したがって、当該表現は虚偽である。 被告は、当該事実の告知により、原告が、被告が告知したような対応を行う悪質な会社であるとの印象を一般人に与え、これにより、原告の営業上の信用を毀損した。	ア 被告からの活動停止請求後も、原告が、キャラクターちいたんについて、イベント出演などの活動を拡大させているとの事実 イ 原告の当該活動が違法であるとの事実	ア 被告からの活動停止請求後も、原告は、キャラクターちいたんについてイベント出演などの活動を拡大させた。 イ 番号1枝番1及び2のとおり したがって、虚偽の事実の告知に当たらない。	①被告からのキャラクターちいたんの活動停止の求めに対して、原告が何も対応していないとの事実 ②原告が違法状態を拡大させようとしているとの法定的見解の表明	同左

以上